

一方、支出は年金受給権者数の増により増加したため、平成16年度に96.0%に上昇しました。その後、平成17年度、平成18年度は、積立金の運用環境が好転し、運用収益が増えたことから、88.2%、86.1%と低下しましたが、平成19年度には再度上昇し、92.7%となっています。

組合員数の減少、年金受給権者数の増加の傾向は今後も続くと思われ、収支割合はますます高くなっていくものと思われま

(注4) 掛金は組合員が、負担金は地方公共団体がそれぞれ負担するもので、その負担割合は折半とすることとされています。

(注5) 収支割合=支出総額/収入総額×100(%)

〇おわりに

近年、組合員数が減少する一方、年金受給権者数は増加しており、これらのことは、年金財政に大きな影響を与えますが、特に組合員数については、今後引き続き減少することが見込まれますので、注視していく必要があると思われま

平成21年は、財政再計算の年です。
地方公務員共済組合連合会では、ホームページに財政再計算に関する情報を掲載しています。
今後、財政再計算についての関連情報等を掲載していきますので、ぜひ、ご覧ください。
<http://www.chikyoren.go.jp/> (地方公務員共済組合連合会トップページ)
トップページの、「財政再計算(掛金率の改定等)」からご覧いただけます。
地方公務員共済組合連合会

この記事の詳細については、当連合会ホームページから、「年金関連情報の・財政再計算(掛金率の改定等)」→「平成21年財政再計算」→「平成21年財政再計算に向けて(解説記事) 地共済年金財政の現状について」をご参照ください。

また、財政再計算についての関連情報等については、上記ホームページに適時掲載していきますので、ぜひご覧ください。

「公務員共済年金のお知らせ」を送付します。

社会保険庁において平成21年4月から実施が予定されている「ねんきん定期便」と同様に、地方公務員共済組合においても平成21年度に共済年金に係る年金見込額等の年金個人情報について「公務員共済年金のお知らせ」により通知することとしています。

「公務員共済年金のお知らせ」の概要は次のとおりですので、お手元に「公務員共済年金のお知らせ」が届きましたら、同封のパフレットによりご確認をお願いします。

送付対象者

平成20年度末において58歳未満の組合員及び組合員であった方(生年月日が昭和26年4月2日以降の方)に送付します。

ただし、組合員期間が一時金全額受給期間のみである方を除きます。

送付時期および送付方法

平成21年7月末(予定)に次の方法で文書を送付します。

- (1) 組合員 所属所経由でご本人様へ配付
- (2) 組合員であった方 連合会から直接ご本人様へ送付

送付物

次の2点を窓付封筒に封入し、送付します。

- (1) 公務員共済年金のお知らせ
- (2) パフレット

主なお知らせの内容

- (1) 年金見込額(加入実績による退職共済年金の見込額、将来の退職共済年金の見込額、共済期間に係る老齢基礎年金見込額)
- (2) 加入履歴の実績(組合員期間、加入月数)
- (3) 平成20年度の掛金納付額の目安
- (4) 平均給与(給料)月額
- (5) 給料および期末手当等の記録